平成２２年（フ）第３３５号
群馬県前橋市横沢町80番地12
債務者　井上　英夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４２号
群馬県前橋市西片貝町５丁目26番地９　松本アパート５号
債務者　和田ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
群馬県前橋市下細井町541番地10
債務者　勅使川原昌彦
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２号
群馬県前橋市荻窪町424番地12
債務者　引田　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
群馬県渋川市中村880番地５
債務者　木村みゑ子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
群馬県前橋市若宮町３丁目15番24号
債務者　常盤　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
群馬県高崎市江木町1646番地２　サンヒルズ高崎407号
債務者　松井　幸子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２０２号
群馬県高崎市下滝町37番地８　Ｋハイツ205号室
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４１０号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番３―604号
債務者　土屋　善樹
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７２号
神奈川県平塚市見附町24番２号　宮川ビル303号
債務者　田中　茂樹
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８４号
神奈川県平塚市寺田縄103番地の２
債務者　高橋　博幸
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９１号
神奈川県平塚市四之宮７丁目９番13号　ＫＩハイツ101号
債務者　島村　　修
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０９号
神奈川県平塚市万田493番地市営万田貝塚住宅３―306号
債務者　東　　雪子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２２号
新潟市東区北葉町５番21号　ライフタウン北葉102
債務者　井上　力利
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２８号
新潟市西蒲区巻甲1530番地　第２コーポ真木Ａ棟202号、前住所新潟市西蒲区川崎198番地３
債務者　米山　邦康
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
京都市中京区壬生花井町13番地　エスパシオ石田301号
債務者　山本　晋一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
京都府南丹市園部町新町天場15番地８
債務者　小﨑　英二
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係